

意見書

平成 12 年 9 月 19 日

郵政省 電気通信局
電気通信事業部 事業政策課 殿

郵便番号 100-0005
住 所 東京都千代田区丸の内 2 - 2 - 2
氏 名 エムシーアイワールドコム・ジャパン株式会社
代表取締役社長 ヴィノード・クマール

平成 12 年 8 月 22 日付けで意見募集された「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」に関し、別紙の通り意見を提出します。

「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」に関する意見

はじめに

現在の日本の通信サービス環境は、世界的に料金が極めて高く且つ低速サービスのみの普及に止まっており、この状況が続けば IT 革命による日本経済の成長が非常に危ぶまれております。

ここで、強調されるべきなのは、世界的な規制環境の展開は早く、日本国内で議論を長引かせるのは得策ではないと考えられるということであります。現在のように重大な局面での長引いた議論は、日本の将来における競争力を逸失することになると考えます。

よって、日本における規制環境は少なくとも他国市場のように自由競争市場での基幹設備とサービスへの新規投資に対し開放的である必要性があります。世界的資本市場が求めているのは公正自由競争条件が整備された明確な投資対象であるため、日本がヨーロッパやアメリカと資本誘致をめぐる競争に後れをとり、このままでは日本の世界的規模での資本調達は困難になると考えます。現在、世界中の市場で自由競争環境が求められており、これに対して敏感な反応を示している市場としては、アメリカの地域、長距離通信市場にて既に自由化がなされております。また、シンガポール等のアジア諸国および潜在的な自由化市場という意味では、中国やインド等では思い切った自由化が進められ、また、進められようとしており、これが巨額の資本投入につながると考えられます。このままでは、これらの市場が成熟しはじめる頃、日本に投下されるべき資本がこのような市場に投入されることとなります。ヨーロッパがここ数年外資導入に比較的成功的な成功しているのは、ヨーロッパでの規制の緩和と日本に投資先としての魅力が存在しなかったことが大きく関係していると考えます。つまり、ヨーロッパが投資の恩恵に浴した分だけ日本はその投資分を失ったこととなります。競争力の不均衡是正により資本の流れを日本へと変えるための緊急対応を向こう 1 年から一年半以内に完了する必要があると考えます。

1. 競争政策の基本的枠組み

- ・ ネットワーク構造の変化に対応した競争政策の基本理念
- ・ 公正競争条件の確保方策

1) 競争法規の必要性

現在、技術革新による通信と放送の融合が促進し、各所にて制度的歪みが表面化し、既存独占的事業者が市場支配している中では、例え関連法律の条項修正がなされたとして

も、IT 革命を本格的に促進させるために必須である公正競争条件の整備の実現は、既存の法体系では対応が不可能であります。

現在の地域電気通信市場は、昨年 NTT の分割があったにもかかわらず、NTT 地域会社が地域市場の約 93% を独占し、公益事業特権により構築してきた資産やその市場独占力を利用したサービス展開がされており、また、事業法上では競争、支配的事業者の規制の概念不在、一種 / 二種の事業区分、限定された業務委託制度等が新規事業者の市場参入を阻害しております。よって、公正競争条件が地域通信市場で確保されておらず、依然として世界的に日本の通信料金が高額に設定されております。

効果的な競争法規とは、独占に焦点を合わせ、独占力の乱用を阻止し、合併及びその他の契約などを精査し、独占的な企業が設立されたり出現するのを当初から防止するため、重要且つ柔軟性に富んだ手段として規制機関が使うことができる法律であると考えます。ヨーロッパでは電気通信分野で競争法規自体に重点を置くこともさることながら、その運用または適用を行なう機関が、適正で、十分な能力を与えられているかどうかを重要視されていると考えております。

さらに、日本では上記に加え、実際的且つ電気通信事業の各分野に専門化した規制体系の充実が必要であります。これは、非常に困難な電気通信業界の障壁（経済性が成立する規模、範囲、参入コスト、参入障壁、情報の不均衡等）に対処するため、この障壁が特に顕著なのは、NTT 地域会社に独占されたアクセス市場であります。弊社の経験から、世界的にも、アクセス費用とその機能が、新しい電気通信機能による効率性や革新技術による恩恵を一国の経済が完全に享受できるかどうか左右すると考えます。アメリカでは通信法第 271 条「競争チェックリスト」、ヨーロッパではアンバンドリング規制と固定料金インターネット接続等での競争法規以外の個別規制が競争促進と地域アクセスにおける技術革新の促進に利用されております。また、代替アクセス技術用の無線周波数域が公正で競争原理に従った方法で割り当てられることも非常に重要と考えます。

やはり、真の IT 革命による経済成長や国際的競争力を確保し、日本の消費者が低料金で高速のインターネットの環境が普及するためには、既存の単なる規制法でなく、欧米のように公正競争条件の整備が低料金で高品質なサービスの普及を促す理念に立脚し、独占に焦点を合わせ、支配的事業者と非支配的事業者の分類と市場支配力の概念を採用した競争法規の導入に加え、電気通信分野に特化した更なる規制の追加が必須と考えます。

2) 独立規制機関の設立の必要性

現在の日本の電気通信・放送事業の規制機関及び政策機関は郵政省が担っておりますが、日本政府は NTT の大株主でもあります。郵政省が他の政策目的により NTT を競争から保護する場合や、外部からの圧力等により、裁定に影響を与えられることも可能

であります。実際に様々な局面でNTT寄りの裁定がなされている現状が多々見受けられます。また、例え競争法規が導入されたとしても、規制機関が独占的事業者や特定事業者を優遇する可能性があれば、競争法規の基本理念に反することになり得ます。

更に、世界的にも省庁が電気通信事業の規制機関である国は少なく、独立規制機関の設立は、1997年2月15日にWTOでの基本通信サービスでの合意以降、諸外国で加速しており、現在OECD加盟国の29カ国の内22カ国に独立規制機関が既に存在しております。

弊社の経験から、世界中のビジネスでは、一般的な原則や制度に関する高レベルの予見可能性や明確性（戦略的な方向付けと制度的独立の明確性）および、柔軟に市場の要求に合致し且つ迅速な紛争解決が可能であるという規制環境が成功の基礎となっております（現在EUは紛争解決期間を6ヶ月から2ヶ月への変更を提案しております）。

規制機関は、完全にNTTや政府から独立し、強力な情報収集力、情報に基づく決定権、適度な法的権限（多額の罰金の科料も含む）が与えられ、その裁定の強制力が確保されております。さらに、市場参加者の権利を保護しつつ、不必要な訴訟を増加させることなく、時宜を得た決定の実行（控訴中は効力を持つもの）をないがしろにしない効率的な審査主体も併せて存在いたします。

やはり、日本において真に公正で透明性のある競争条件を確保するためには、米国のFCC、英国のOFTELのような他の省庁、政治、独占事業者の不要な干渉を受けない独立規制機関の設立が必要と考えます。また、その際の独立規制機関は、独立性を完全に保持するためには、OECDの報告書にあるような以下の6項目が満たされる必要があると考えます。

省庁から構造的に完全分離

規制機関の長は、国会での承認により内閣総理大臣が任命

任期のある数人の理事からなる委員会が率先

電気通信分野で政策決定をしない機関へ報告

規制機関の決定は裁判所のみが覆すことが可能

人事権に関する自主性

3) 独占禁止法の運用

現在の事業法上では、電気通信事業者の料金、提供条件、業務の方法については、電気通信事業法第96条の2“意見の申出”において、郵政大臣に異議を申立てすることが可能であります。しかし、支配的事業者の反競争的行為や独占力の濫用については、事業法上には支配的及び非支配的の概念が無く、仮に電気通信事業法第96条の2で裁定されたとしても、支配的事業者の大株主である郵政省が中立的な立場での裁定できるか疑問が残ります。やはり、米国での中立なFCCや反トラスト法を用いた裁判所によ

る支配的事業者の反競争的行為の規制が可能なように、日本でも公正取引委員会の独立性、権限及び人員を強化し、競争法と独占禁止法を連動させた支配的事業者の反競争的行為や独占力の濫用を規制できる制度的枠組みを構築すべきと考えます。

地域通信市場における実質的な競争の導入方策

1) 第一種 / 第二種電気通信事業者の区分

日本の電気通信事業者の区分に第一種電気通信事業者と第二種電気通信事業者（特別、一般）の二種類の事業区分が存在いたします。この区分により、第一種電気通信事業者は独自の電気通信設備を用いた通信サービスを義務付けられております。現在、事業法上にて、第一種電気通信事業者が他事業者からネットワーク設備調達を許可・認可されている手段は、3方法（相互接続、業務委託、IRU 契約）のみで、いずれの手段も手続や制約が多く、簡単にネットワーク設備を取得できない状況であります。つまり、新規参入第一種電気通信事業者が、このように独自の通信インフラ設備を敷設する制度的環境が余りにも整っていない状況では、短期間にビジネス展開を図ることは不可能であり、通信市場での競争の促進を阻む大きな原因であります。本年秋より省令にて一種事業者が他の一種事業者の中距離回線のみを調達可能となる予定ですが、中長距離の基準も明確にされておらず、不合理な改正といわざるを得ず、近～長距離全区間の再調達が可能にすべきと考えます。さらに、現在、大部分の一種事業者は、二種事業者を子会社として所持しております。本年9月1日から一種事業者と二種事業者の別会社要件が撤廃されましたが、単に会社名を同一にすることのみの緩和であり、現在規制されている一種 / 二種の設備共用の緩和にまで踏み込んだものではなく、依然として同一会社同然の一種事業者と二種事業者双方で通信設備を所持する（二重な設備投資）必要があり、事業者の相当の負担となっており、意味をなさない改定となっております。第一種 / 二種の区分は世界的にも導入しているところは少なく、競争促進の大きな障害となっていることから、即刻、撤廃すべきと考えます。

2) 地域通信市場の独占力を利用したサービス及び高額接続料金（別紙 2 参照）

割引サービス（テレホーダイ、タイムプラス、アイアイプラン等）

NTT 地域会社は、地域通信市場の約 93% を独占し、他通信事業者に高額な接続料を課しているにもかかわらず、NTT 地域会社の割引サービス（テレホーダイ、タイムプラス、アイアイプラン等）は他通信事業者の電話番号への着信呼に対し適応されず、他通信事業者はより安価な通信サービスの提供が困難となっております。これは、正に地域市場の独占力を利用し、他の通信事業者を排除する行為の可能性が大きく、即刻規制すべきと考えます。

定額 IP サービス（フレッツ i）

昨年来、NTT 地域会社は、試験サービスの名目で、安価で定額なインターネットサービスを東京、大阪にて開始され、今月認可されました。確かに、このインターネットの定額サービスは、利用者に対して低廉なサービスを可能にしましたが、事業法におけるこのサービスの位置付けや事業者への ISM 交換機部分の接続料金とこのサービスの ISM 交換機部分の定額料金（1600円）とを比較すると、料金算定根拠には多くの疑問が残っております。また、省令での試験サービスの適用要件に利用者の範囲を限定する必要性が規定されております。しかし、当初東京、大阪という利用範囲は、弊社の業務エリア以上の広範囲であり、省令上の利用者の範囲限定に該当するのか相当曖昧であります。

さらに、このサービスは他の通信事業者へ安価で接続を提供することも無く、地域市場を独占している事業者が、その独占を利用した安価なサービスを独占的に販売することは、公正競争を阻害しております。

高額な接続料

現在、NTT 地域会社への接続料が高額な為、他通信事業者は消費者に安価な通信サービスを提供できないでおります。先日、米国は接続料金を大幅に下げ、米国の接続料金は日本の約 1/5 であり、格差が更に拡大しております。日本政府は、2000 年度の接続料金より、長期増分費用方式に基いた接続料金を適用し、二年で 20 数% の引き下げをすることや 2002 年に再見直しをすることを米国と合意しましたが、依然として、減価償却期間やノントラフィックセンシティブの割当等につき見直す箇所が多々存在し、昨今の NTT グループの経営事情を鑑みれば、十分に米国並みの接続料金の設定が可能であります。

3) 線路敷設権

日本での線路敷設権上での最大の問題は、事業法に線路敷設権につき、何ら規定されていないことにあります。そのために、新規参入事業者は、極端に閉鎖された線路敷設環境において独自でネットワークインフラを構築する必要があり、ビジネスの早期展開を阻害されております。つまり、公益事業者（NTT、電力事業者、高速道路事業者等）は専ら関連会社にのみ所有する管路等の公的スペースを提供、ビルアクセスは、NTT と電力事業者が独占、料金算定根拠の提示が無く、不平等な契約条件を強制、行政による既存公益事業者と新規参入事業者の差別的扱い、NTT 地域会社の管路へのケーブル敷設及び保守は NTT 関連事業者のみが実施可能、管路設備の空き情報の未公開、工事申込～完了までの期間が長期（約 8～10 ヶ月）となっております。既存事業者と新規参入事業者の立場を比較した場合、単に平等性を要求するだけでは不十分であります。例えば、新規参入事業者の効率的な基幹設備の敷設のためには、土地所有者の権利は適正に保護しつつ、公有地だけでなく私有地も土地所有者に対する法的権利を新起算有事業者に与える必要があります（既存事業者の基幹設備は既に設置され

ているため)。単なる平等の確保だけでは、土地所有者は既存事業者に通信サービスを依存してきていることから、既存事業者と新規参入事業者の交渉時での立場の違いについての十分な認識をができず、適切な対応は不可能であると考えます。その結果として、市場参入費用が高騰し、市場での自由競争の導入が遅れ、日本市場に対する投資意欲の減退へと繋がります。

一方、米国では、既存公益事業者を規制し、新規参入事業者を優遇する観点から、通信法第 224 条にて公益事業者に対して管路等に関する非差別的アクセスの義務化を規定し、FCC は以下の具体的事項につき、考え方を明確に提示しております。 管路所有権を利用した関連会社等への有利な取扱いの禁止、 既存地域電話会社等への管路等設備の開放義務化、 アクセス要求の拒否の禁止、 料金や条件の情報開示の義務化、 帳簿価格をベースにした料金算定方式の採用しております。

米国同様に、日本でも事業法上にて既存公益事業者を規制し、新規参入事業者を優遇する観点に立ち、線路敷設権に関しガイドラインなどの法的拘束力が無いものではなく、法律にて明確且つ具体的に開放の義務化を規定すべきであります。

4) アンバンドリング

日本において、既存通信事業者設備のアンバンドリングの一環として、ADSL サービスの提供に伴う銅線ケーブルのアンバンドリングのみが実現されつつあります。そもそも、本来のアンバンドリングは、市場への早期競争導入と低料金の新通信サービスの展開を促進させるため、新規参入事業者に銅線ケーブルだけでなく、既存通信事業者の通信設備の全要素を提供することにあります。米国では、通信法第 251 条にて既存通信事業者は非差別にネットワーク要素へのアクセスを提供する義務を規定し、第 3 条にてネットワーク要素につき設備、装置、設備の特質、機能、容量と定義しております。米国の新規参入事業者には、通信事業に必要な殆どの設備を既存通信事業者からアンバンドル要素として借用している事業者も存在しております。しかし、日本では米国のようなアンバンドルに関する規定も無いため、参入事業者も少なく、新規参入事業者が短期間に通信事業を展開するための障害となっております。

よって、日本においても、地域市場に本格的に競争を導入するためには、事業法上にて既存通信事業者のネットワーク要素（米国通信法第 3 条の定義）の提供を義務化及び各要素の料金算定には長期増分費用方式（LRIC）を導入を明確に規定すべきと考えます。

米国でのアンバンドリング対象要素

- 銅線、ダークファイバー、大容量回線、構内配線
- サブループ（ループの一部）
- ネットワークインターフェース装置（ループ装置と構内配線を接続する装置）

市内回線交換機（増幅、圧縮装置も含む）

局間伝送装置（ダークファイバーを含む）

STPs (Signaling Transfer Points), CRD (Call-Related Databases)への接続（回線情報、フリーダイヤル、ポータビリティ、運用サービス、先進インテリジェントネットワーク等のデータベース）

運用サポートシステム（オーダー、供給、保守、復旧、Billing 機能、全てのループ品質情報へのアクセス）

5) コロケーション

xDSL サービスに関わるアンバンドリングの導入に伴い、多数の事業者は NTT 地域会社のコロケーションスペースに通信設備を設置するが増加しております。郵政省はコロケーションに関し、省令第 23 条の改正を審議会に既に諮問しております。しかし、現状のコロケーションに関し、線路敷設権と同様の問題点が散在しております。つまり、NTT 地域会社の局舎の空きスペース情報が未公開、料金算定根拠が不明確、工事申込～完了までの期間が長期、自社設備の保守の不可等があります。やはり、コロケーションにつきましても、新規参入事業者を優遇する観点に立ち、法律にて明確且つ具体的に規定すべきであります。

6) 相互接続までの期間と費用

標準工期として NTT 地域会社と相互接続点を新設する場合は、申込から 12 ヶ月、相互接続用伝送路を増設する場合は、申込から 11 ヶ月（申込は、毎年 5 月と 9 月の 2 回のみ）であり、事前交渉を含めると 1 年以上を要しております。実際に、NTT コミュニケーションズとの相互接続伝送路の増設は、3 ヶ月程度にて実現されており、昨今の通信トラフィックの伸びや新規参入事業者の増加を考えますと、NTT 地域会社との相互接続にこのような長期間を要することは、事業展開への大きな障害となっており、申込受付期間及び工期の短縮をすべきと考えます。また、NTT 地域会社に、この標準工期の短縮の要望をした場合には、短縮工事費及び緊急対策工事費の名目で法外な工事費を要求されます。標準工期を 6 ヶ月以内の短縮の場合は、短縮工事費、6 ヶ月以上の短縮の場合は、短縮工事費と緊急対策工事費が請求され、接続回線数によっては、数億円の費用が必要となります。このような独占事業者の競争促進を阻害する事項につき、法律にて規制すべきと考えます。

2. NTTグループの位置付けと公正競争の確保

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">市場環境の変化等を踏まえた NTT 再編成の評価と意義NTTグループに対する各種規制の在り方と公正競争上必要な措置 |
|--|

1) 非対称規制の概念を明確化

日本の電気通信事業法上には、欧米の法律に見られる非対称規制の概念（事業者を支配的事業者と非支配的事業者とに分類し、支配的事業者は規制し、非支配的事業者は規制の負担を軽減する）が十分に反映されていないと考えます。つまり、事業法上には、支配的及び非支配的の概念が乏しく、単なる規制法的要素が色濃く反映され、新規事業者が市場に参入し、業務を拡張する際の通信インフラの整備等では、支配的事業者と同様の規制がなされております。まず、法律上に非対称規制の概念を明確に規定すべきと考えます。

2) 不完全なNTT分割

NTTが昨年の7月に持ち株会社方式による分割が実施されましたが、依然として地域通信市場の約93%はNTT地域会社により独占されており、競争が促進されるより、逆に独占が強化される局面（地域通信市場の独占を利用した割引サービスや定額のIP接続サービスが他の通信事業者を排除する形で実施されております）見受けられます。この度の分割は、NTTグループの結束力を高め、グループ会社間で相互に干渉が可能な要素が残っており、不完全なものであります。

例えば、NTTグループ各社に持ち株会社の取締役が存在し、各社の情報が流用される可能性がある。NTT法上、NTTコミュニケーションズはNTT地域会社に営業を委託することが可能。NTTコミュニケーションズの帰属建物のコロケーション料金がNTT地域会社の約款規定外となり、料金算定方法が再調達価格ベースとなっている。NTT-ME等の関連会社を通じて固定無線通信事業に参入している等、様々な矛盾が存在します。

これに関しては、NTTの地域関連業務と長距離関連業務の構造的な分離だけでは、仮に事業主体が相互に法的に全面的に独立していたとしても、電気通信事業が直面する公正で活発な自由競争を促進しなければならないという問題に対応するには十分かどうかは疑問が残るという考え方もできます。この考え方をおしすすめるとNTTの卸売要素（すなわちネットワークビジネス）と小売要素の区別も同様に重要ということになります。この分離方式では、NTTは、構造的にNTTのネットワークビジネスとその他に分離されれば、第三者とNTTの小売業者で差別なく、透明で対等な立場に立った取り引きが可能になります。

やはり、米国のAT&Tの分割のような完全に各社の資本関係を分離し、分割された会社やその子会社間の取引きのルール化（分離子会社要件）を米国のように規定する必要性があると考えます。弊社は、NTTの資産の分割や分割後の事業体間への法律的原則の適用に関する検討が為されるべきであると考えます。

3) NTT地域会社の業務範囲

最近のG C接続の増加と長距離通信の競争促進に伴い、業務範囲を県内から県外へも拡大する規制緩和をすべきとの議論がありますが、地域通信市場を独占しているNTT地域会社が、その独占力を利用したサービス展開が県間通信で可能になり、NTT地域会社の独占力を逆に強化することになり得ます。やはり、地域通信市場に公正な競争条件が整備され且つ競争が促進されない限り、NTT地域会社の中長距離通信分野への参入は規制されるべきと考えます。

3. ユニバーサルサービスの確保

・ ユニバーサルサービスの社会的意義方策

ユニバーサルサービスは、市民の健康と安全を確保するために必要とされるサービスであるという意義を前提に、電気通信市場が独占から公正競争への明らかな転換と共に導入されるべきものであり、さもなければ既存独占事業者を強めることになり、新規参入事業者の経営や市場を壊滅させる結果になります。健全な市場育成を考えるならば、日本でユニバーサルサービスを導入する条件として、既存独占的事業者の市場支配力の濫用を防止し、上記「競争政策の基本的枠組み」のような公正競争上の整備が必須であると考えます。また、ユニバーサルサービスは、公正競争条件が整備されれば、競争に開放的（既存事業者や新規事業者の区別無く、全ての地域通信事業者はユニバーサルサービス基金を受取る資格有）で技術に中立的（安価なCATVや無線を利用したサービス事業者もユニバーサルサービス基金を受取る資格有）である必要性もあります。

・ ユニバーサルサービスの範囲

ユニバーサルサービスは、市民の健康と安全を確保するために必要とされるサービスであるという意義から、公正競争条件が整備されている欧米では必要以上のサービスを規定すること無く、音声電話、公衆電話、緊急通報サービス、番号案内、低所得者向けサービス、公的機関（学校、図書館、医療機関等）へのアクセスの確保が法律で規定されております。日本の通信市場では欧米同様に、本来のユニバーサルサービスの意義に適応した範囲は十分に確保されていると言えます。その範囲を他のサービスへ拡大する必要性は無いと考えます。もし、この範囲がISDN等の新サービスまで拡大されれば、拡大に伴うコストが割高となり、事業者の負担が増し、競争を阻害することとなり、結果、消費者が不利益を被ることとなります。しかし、コスト高地域でのサービスに関し、既存電話回線での負担よりISDN、無

線、CATVのような新技術による提供での負担が安価である場合に限り認められるべきと考えます。

．ユニバーサルサービスの確保主体

ユニバーサルサービスは、サービスの範囲を既存電話回線サービスに限定する限り、既存電話回線はNTT地域会社のみが全国で提供する能力を有しており、他事業者が新に設備を構築、提供することはコスト高となるため、NTT地域会社が確保主体となるべきと考えます。

．ユニバーサルサービスのコスト負担

ユニバーサルサービスのコストは、長期増分費用算定方式（LRIC）にて算定されるべきであり、ユニバーサルサービスの提供に必要な実際の金額とその提供範囲で期待される売上げ額との差額となります。その際、ユニバーサルサービス提供事業者として享受するブランドイメージや宣伝機会に関する利益を削除、無線やCATVを利用した場合の費用が既存電話回線より安価であれば費用算定に入力、顧客は移転する際に、ユニバーサルサービス提供事業者を選択する傾向にあること等を算定時に考慮すべきと考えます。コスト負担主体に関しては、既存電話回線のサービスに限り、新規参入事業者を除く全ての通信事業者がユニバーサルサービス基金の負担をすべきではありますが、その際の負担額の割当は、売上げから他事業者へ支払う接続料金を減額したものをベースに算定されるべきと考えます。

4．議論の透明性の確保

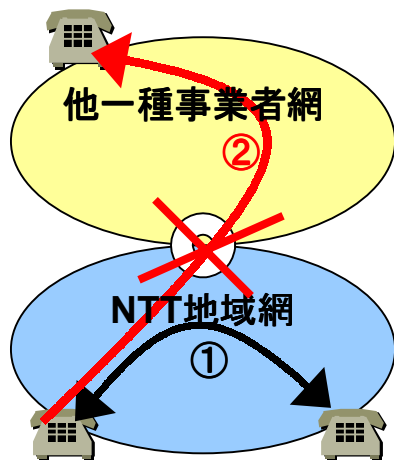
この度の議論だけでなくその他審議会及び研究会に関し、議論の透明性の確保がなされておらず、密室で裁定が下される場合が多々存在し、裁定の公平性等に疑問を抱かざるを得ない事項が見受けられます。やはり、公正競争を促進する立場にある郵政省での審議会、研究会の公聴許可及び議事録の公開がなされる必要があると考えます。

NTT地域会社の独占力を利用した反競争的行為

① 割引サービス

- ②の接続を禁止
- 発着のトラフィックを独占(①)

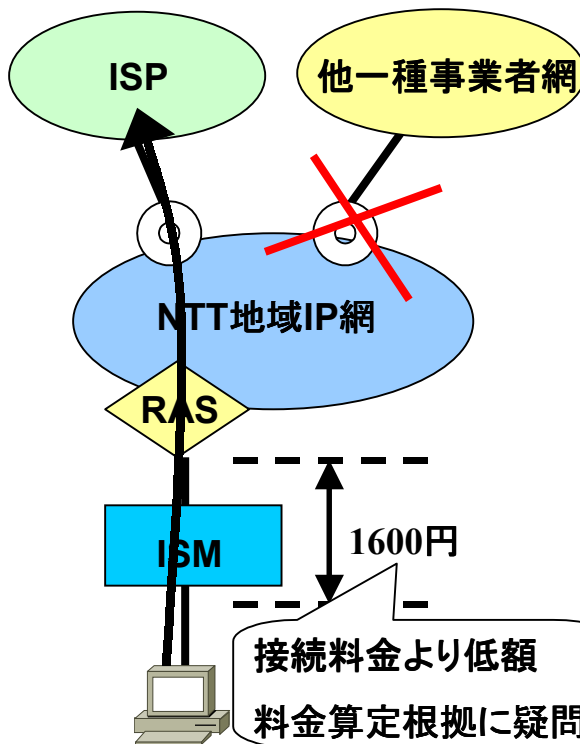
他事業者の顧客



NTTの割引サービス加入顧客
NTTの顧客

② 定額地域IPサービス

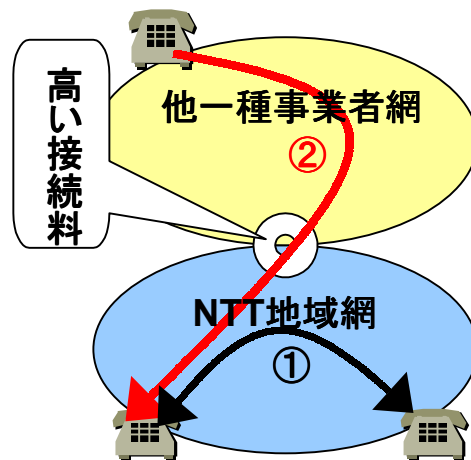
- インターネットトラフィックを独占
- 他一種事業者への卸売料金の適用が無い
- ISM交換機部分の費用(1600円)は、他事業者用接続料金より低額



③ 高額な接続料

- 接続料金が高額のためNTT顧客への発信が制限
- 割引サービス等により②より①の方が競争力有

他事業者の顧客



NTTの顧客
NTTの顧客